

## 4-10. 仕事を辞めさせてもらえない

### Q：どうなる？こんなトラブル！

会社を辞めたいのですが、辞めると言ったら、会議室で上司らに囲まれ、『今、辞められたら会社が回らなくなる。会社をつぶす気か？つぶれたら訴えるぞ！』と脅されたのですが、辞めることはできないのでしょうか？

### A：これがルール！

退職の申し出をしているにもかかわらず、不当な手段・方法で就労を強制することは犯罪です。

#### ■労働者の退職の自由

労働者が正当な理由によって期間途中で辞めたり、期間満了時に辞めたりしたことによって使用者の業務に何らかの支障が生じたとしても、労働者に法的な責任は生じません。

期間を定めて働いている契約の途中で、自分の側の理由で一方向的に辞めると、確かに損害賠償責任が発生することはあります（「8-2. 仕事を辞めなくなったら①（雇用期間が決まっている場合）」参照）。その場合の賠償額は、残りの期間働かなかったことによって、実際に使用者が失った利益にとどまります。

その後のことまで、責任を負うことはありません。

また、期間を定めずに働いていたときは、予告期間さえ守れば、理由は何であれ、辞めることによって法的な責任が生じることはありません（「8-3. 仕事を辞めなくなったら②（雇用期間が決まっていない場合）」参照）。

#### ■就労を強制することは違法！

労働基準法は、暴行、脅迫、監禁その他精神または身体の自由を不当に拘束する手段によって就労を強制することを、重い罰を定めて禁止しています。

労働者に対して、暴力などの具体的な身体への加害はもちろんのこと、「どうなるかわからないぞ」といった、それをほのめかす言動をすることも許されません。

退職を思いとどまらせるための説得が禁止されているわけではありませんが、長時間にわたって取り囲んだり、拒否しているのに繰り返し家に押しかけたりするなど、社会的相当性を超える威圧的な方法・手段で行えば違法となるでしょう。

また、使用者が、辞めたいという労働者に、損害賠償請求や告訴することを告げることは、労働者に実際にそのような責任を発生させる事情があったのなら別ですが、具体的な事実や根拠もなく行ったときは、威圧、脅迫など不当に引き留める手段とし

て違法となります。

不当な脅しには毅然とした対応が必要ですが、もし身の危険を感じるようならば、最寄りの警察署に相談してもよいでしょう。

## ■辞めた後の心配事

万一、辞めることによって損害賠償の責任を負うような場合でも、どうしても退職の話合いがつかないのであれば、辞めることと、あとは裁判で争ってくれるよう告げて、出社しないという対応もあるでしょう。

そのような場合、退職金や賞与など、就業規則によって支払いに一定の基準を定めた手当は支払われないこともあります。辞める前に既に働いた分の給料については、使用者は全額支払わなければなりません。

もし、払わなければ、賃金不払いで取締りの対象になりますので、労働基準監督署で相談してください。

また、退職にあたり、退職証明書を出すよう労働者が求めたときに、使用者は求めない事項を記載することが禁止されています。

離職票も、使用者は退職後速やかに労働者に渡すものとされていますが、勤めていた使用者に催促しても交付してくれない場合は、ハローワークで求職申込みをする際に、交付を求めているが交付してくれないと申し出てください。

また、離職票の記載内容が自分の見解と違う内容である場合は、勝手に記載内容を変更せず、そのままハローワークの窓口を持参した上で、記載内容が事実と違うことを申し出てください。

なお、勤めていた使用者から、未払いの給与や書類、残っている私物などを、辞めた後で取りに来るよう言われることがあります。

使用者は、労働者の希望どおりに未払いの給与を振り込んだり、書類や私物を郵送したりする義務があるわけではありませんので、その受け取り方法は話合い次第ということになりますが、不安があれば、東京都労働相談情報センターへ相談するのもよいでしょう。